

定期監査の結果に基づく措置

(令和6年10月4日 実施)

水島支所総務課

調査事項	遺失物について
指摘事項	遺失物について、現金の拾得物を警察署長へ提出しているが、遺失物法に定める期間を経過したため、所有権を取得できなかった事例が見受けられたので、倉敷市遺失物処理規程等関係法令に基づき、適正な事務処理をされたい。
措置	<p>遺失物につきましては、指摘を受けました現金の拾得物については、別途管理簿を作成のうえ、ホワイトボードで報告予定日を管理するなど事務処理の改善をいたしました。</p> <p>今後は、職員に対し周知・徹底を図り、倉敷市遺失物処理規程等関係法令に基づき適正な事務処理を行ってまいります。</p>